

# はり・灸のかかり方

 こんなときに医療保険の対象となります。

次の2つの要件を満たしていれば、療養費の対象となります。

## 1.対象となる疾病であること

療養費の支給対象となる疾病は、慢性病であって医師による適切な治療手段がないもので、主に次のような疾病があります。

- 神経痛
- リウマチ
- 頸腕(けいわん)症候群
- 五十肩
- 腰痛症
- 頸椎捻挫(けいついねんざ)後遺症

上記以外の病名であっても、慢性的な疼痛を主症とする疾患であり、医師による適切な治療手段がないものであれば対象と認められる場合があります。

## 2. はり・灸の施術について医師が同意している

はり・灸の施術を受けることを医師が認め、同意した場合のみ療養費の対象となります。

療養費の初回申請時には、医師の同意書又は診断書の添付が必要です。

また、はり・灸の施術を継続して受ける場合は、6ヵ月ごとに医師の診察を受け、医師の同意が必要です。

## こんなときは医療保険の対象になりません。

### ● 保険医療機関で治療中の疾病に対する施術

療養費の対象となるものは、医師による適切な治療手段がないものです。したがって、医療機関で医師の診療を受けている疾病に対して受けた はり・灸の施術は療養費の対象となりません。

## はり・灸の施術を受けるときの注意

○療養費支給申請書の内容をよく確認して、署名をしてください。

はり・灸の施術費用は、「療養費支給申請書」により申請することで、療養費の支給を受けることができます。申請書に記載されている傷病名・日数・金額をよく確認し、ご自身で署名してください。

○領収証を必ずもらいましょう

領収証を必ずもらって保管しておき、「医療費のお知らせ」※で金額・日数の確認をしてください。※年2回発送しています。

また、医療費控除を受ける際にも必要になりますので大切に保管してください。

## はり・灸の施術に係る療養費支給までの流れ

① 医師にはり・灸の施術を受けることに対する  
同意書をもらい、はり・灸の施術を受ける。

療養費の申請時には、初回以降  
施術可能な期間に応じて医師の  
同意書の添付が必要です。

② 施術料金を支払って、領収証をもらう。

領収証は、医療費控除を受ける  
際に必要になりますので、大切  
に保管しましょう。

③ 療養費支給申請書に必要事項を記入のうえ、  
広域連合に提出する。

申請書に記載の傷病名・日数・  
金額をよく確認のうえ、署名を  
してください。

④ 広域連合で内容を審査し、適正であれば、  
療養費を支給する。

被保険者証に記載の一部負担金  
の割合に応じて、施術費用の9  
割、8割または7割が支給され  
ます。